

佐渡国際トライアスロン大会 記念グッズ制作及び販売 業務委託仕様書

1. 委託業務内容

佐渡国際トライアスロン大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する以下のグッズの制作等及び販売業務（以下、「委託業務」という。）を委託する。

(1) グッズ制作業務

ア. 記念大会グッズ 提案の採択を経て協議決定したグッズ

(2) グッズ販売業務

前記(1)のグッズを自社店舗及び実行委員会が定める次の場所などでの販売・卸売を行う。

ア. 佐渡市内のまちなか（ターミナルなど）、佐渡市内のインフォメーション及び既設店舗への卸売

イ. 式典会場（アミューズメント佐渡）における出張販売（予定）

(3) また、その他販売業務に係る全ての業務を行う。

2. 委託条件

(1) 費用負担

上記委託業務にかかわる一切の経費は、受託者の負担にて行うこと。

(2) 委託料の取り扱い

受託者が委託業務を実施するにあたり、委託料は支払わないものとする。なお、委託業務による利益は受託者に帰属するものとする。

(3) 売上高

売上高は、委託業務における売上の合計額とする。なお、売上高は、現金販売、商品券による販売、クレジット販売、その形態のいかんに関わらず、売上の全てを含むものとする。ただし、送料に係る部分については、納付金算定の対象外とする。

(4) 販売実績の報告

販売実績は受託者の責任において管理し、業務完了後、グッズ販売に係る製造数・販売数及び売上高を報告すること。

(5) 納付金

受託者は、グッズ販売の商品売上高（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の10パーセント以上の額を、実行委員会へ納付すること。（ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。）

(6) 委託期間：平成30年8月10日(金)から平成30年10月31日(水)まで。

ただし、受託者が委託期間延長を求めた場合は協議を行い、決定する。

(7) その他、運営に係る全ての業務は、事務局の承認を得て行うこと。

※ 上記に記載されていない事項は、受託事業者内定後に調整します。